

別表六(十七)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(十七) 平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に含まれませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、 別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 中小企業者若しくは農業協同組合等である場合				可
促 進 区 域	1					
承認地域経済牽引事業の内容	2					
資 産 区 分	種 類	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
	細 目					
取 得 年 月	取 得 年 月					
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額(8)-(9)	10				
法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額((10)の合計)	11	円	当期税額基準額	15	円	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12		当期税額控除可能額((13)と(15)のうち少ない金額)	16		
税額控除限度額 $(11) - (12) \times \frac{4}{100} + (12) \times \frac{2}{100}$	13		調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7」の⑫)	17		
調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	14		法人税額の特別控除額(16)-(17)	18		
機 械 設 備 等 の 概 要						

「18」欄

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の2第2項」  
 ② 「区分番号」欄：「00599」  
 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額